

長野県指定文化財候補物件調査票

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 種別 | 無形民俗文化財 |
| 2 名称 | 戸隠神社太々神楽 |
| 3 所在地 | 長野市戸隠 3506 番地 |
| 4 保存団体の名称 | 戸隠神社楽部 |
| 5 概況 | |

(1) 由来

戸隠山は開山が嘉祥2年(849)と伝えられ、神仏混交の修験道の霊山として隆盛をほこった。江戸時代は徳川幕府から神領千石の寄進を得て、戸隠権現と称し、天台宗の寺であり、天手力雄命(たちからおのみこと)など天の岩戸開きに関わる神々を祀る神社でもあった。神社に残る神楽に関する最古の文書は従来天明4年(1784)の「栗田大膳永代神楽講興行につき願書」とされ、そこにはこの年講元からの願いを受け、奥院神前で神楽を奉納し、以後講元が資金を募り、その利子で毎年太々神楽を奉納したとある。この度さらに36年さかのぼった延享5年(1748)の『高盛大御膳金子本帳控』が神社側から示され、前年の延享4年に国元開帳があり上野村山口市左衛門が願主となって太々神楽が奉納されていたことが確認された。神楽は戸隠顕光寺別当であった栗田家の配下の徳武松王が火之御子社で神楽を奉納していたといわれる。以降幕末まで断続的に神楽献奏料に関わる文書が残っている。

明治元年(1868)の神仏分離令により戸隠衆徒は還俗、明治6年県社戸隠神社となる。全国的に明治3・4年頃から神祇省(のちに教部省と改名)から府県宛に神職による演舞禁止の布達が出されているが、戸隠神社にも明治4年に禁止令が届いている。「倭舞日記録大全」(明治9年~17年、二澤家所蔵)によれば、神職による神楽献奏が禁じられたこの間に春日神社に伝わる倭舞を習得するため、明治8年旧衆徒らが上京し、富田光美の門下生になった。当時国策の一環としてその伝習が奨励されていたらしい。東京で連日のように舞や楽の稽古を重ね、舞に必要な装束、鈴、箏などを購入して戸隠へ帰り、その年のうちに戸隠神社奥社で倭舞を献奏している。(富田光美は代々奈良春日神社の神職であったが、明治6年相模の寒川神社禰宜となり、明治20年奈良に帰るが、教部省の命を受け妻静子と共に全国各地の神社への倭舞教授の活動をしている。)

明治11年(1878)「戸隠神楽再興之願」を長野県に提出、13年には当時全国的に流行していた吉備楽を習っており、楽譜や吉備楽師匠への謝礼支払いの記録がある。吉備楽を長野で教えていた師匠(文書には2名の名前あり)についての詳細は不明。(黒住教吉備楽奏楽寮にも記録なし)。同13年8月宝光社祭礼で倭舞、太々神楽、吉備楽を献奏しているので、この間に神楽再開の許可が出たらしい。(吉備楽の舞は雅楽器の伴奏で今様歌につれて舞う。幕末岡山藩主が岸本芳秀らに奈良春日大社の倭舞・東遊びなどを習わせ、明治に入り岸本が箏と雅楽器で越天楽今様の新曲「四季の景色」(四季それぞれをうたった歌詞)を作り、吉備楽の誕生につながった。明治時代には貴族階級にも家庭楽として流行し、現在も岡山地方を中心に金光教や黒住教の祭典楽として使われている。)

明治14年(1881)の記録によれば、「中社御神事神式 倭舞二座・御巫子二座・神楽・吉備楽」「宝光社御神事式 倭舞二座・御巫子三座・御神楽・吉備楽」とあり、本来の戸隠神楽御巫子舞と倭舞、吉備楽と一緒に献奏されている。しかし明治16年長野県庁へ出した「戸隠

神社社務所規則条件」には、神楽師心得、神楽式大中小の舞数区別と奉納金額など細かな取決めと罰則が書かれており、「大神楽拾座」の舞はすべて現行に繋がる曲である。この文書の最後に「大和舞ハ元来当社之舞楽ニ非ズ」とあり、この当時すでに倭舞は正式の座からはずされている。明治 17 年（1884）倭舞師匠の富田光美が戸隠の門人達を訪れ、「倭舞は太々神楽の舞台ではなく、内陣で舞いたい」と要望したが、今まで通り外陣でやって欲しいという官司と対立し、以後倭舞の献奏は断続的になったらしい。明治 27 年（1894）と 29 年に長野西宮神社での献奏、32 年（1899）戸隠奥社祭典での献奏の記録があるが、他社への出張などは統制違反でもあったらしく明治 33 年には倭舞「社中拾五名」が以後献奏を止めることに同意している。一方吉備楽は稽古が続けられており、太々神楽を中心に吉備楽を交えての神式が整ってきたと思われる。

現在、戸隠神社は奥社（本社）、九頭龍社、中社（中宮）、宝光社（前宮）、火之御子神社の 5 社からなり、神楽は中社と宝光社所属の楽人舞人（女子小学生を含む）によって奉納されている。江戸時代のものと思われる文書「太々御神楽会席差定」には舞毎に「宮坂但馬正」「金澤参河正」のように担当者の名前が記され、神子舞、扇子舞、手草舞には「神子二人」とある。当時から女性が担当していたのであろう。明治になってからも女性が稽古に参加している記録がある。

（2）神楽奉納の機会

歳旦祭・講社祭 中社 1 月 2 日 宝光社 1 月 3 日

祈念祭 中社 5 月 14 日 奥社 8 月 15 日 宝光社 5 月 16 日

例祭 中社 8 月 14 日 奥社 8 月 15 日 宝光社 8 月 16 日 火之御子社 8 月 18 日

新嘗祭 中社 11 月 22 日 奥社 11 月 23 日 宝光社 11 月 24 日

月並祭 中社 4 月 25 日、5 月 1 日・6 日・8 日・10 日

6 月 1 日・7 月 1 日、8 月 1 日、9 月 1 日、10 月 1 日

宝光社 4 月 28 日、5 月 3 日・5 日・12 日・16 日・20 日

6 月 15 日、7 月 15 日、8 月 16 日、9 月 15 日、10 月 15 日

以上のほかに、奉納希望に応じて大神楽、中神楽あるいは小神楽を随時献奏する。

（3）保存組織

神楽の舞人・楽人は楽部と呼ばれる組織に属する。平成 25 年 10 月 31 日現在の構成は最高齢 83 歳最年少 31 歳の 47 人で、各年代層に平均して分布している。全員が中社、宝光社に分かれ、それぞれに楽長と副楽長をおいている。ただし両社の交流は密である。その他に巫子の舞、吉備楽の舞、岩戸開きの舞、直会の舞は 4 人の小学生の少女たちが舞う。彼女らは社家の家族とは限らず一般家庭の子供もいる。早朝の奉納を終えてから登校するようで大変であるが、希望者に不足することはないという。

（4）内容

神楽は 10 の舞からなり、大神楽は全 10 座、中神楽は大神楽から吉備楽、三剣の舞、弓矢の舞を省き、小神楽はさらに水継ぎの舞と御返幣の舞を省く。拝殿内の常設舞台で舞う。

明治 16 年の前述記録によれば、「大神楽ハ拾座」には、御神入、水継、身滌、巫子、反幣、弓矢行事、三剣舞、岩戸開、直良会（なおらい）、吉備楽とあり、順序は違うが現行の舞曲と同じ内容である。

- (1) 降神の舞（御神入の舞） 1人 翁面をつけ御幣と榊葉を持つ。楽は太鼓、竜笛、ひちりき
 - (2) 水継の舞 男女2神の舞 男神は翁面、大麻と鈴を持つ。女神は媪面、柄杓と扇を持つ。楽は太鼓、竜笛、ひちりき、楽太鼓
 - (3) 身滌の舞（笹の舞） 素面の4人の神、鈴と笹の葉を持ち「笹の舞」ともいう。湯立て神楽の風を残す。楽は太鼓、竜笛
 - (4) 巫子の舞 4人の少女の舞 持物は鈴と扇、楽は太鼓、竜笛
 - (5) 御返幣の舞（剣の舞） 素面の4人、鉾と剣で四方八方を踏みしめ邪神を平定する。楽は太鼓、竜笛。もとは反閤（へんばい）であろう。
 - (6) 吉備楽の舞 少女4人の舞 「位の山」という今様歌と雅楽風な楽に合わせて舞う。楽は太鼓、竜笛、ひちりき。
 - (7) 三剣の舞 素面3人が白鉢巻、鈴と笹、のち剣で四方の邪神をなぎ払う、後半は1人が両手に剣をもって激しく切って廻る。修験系の勇壮な舞 楽は太鼓、竜笛
 - (8) 隨身の舞（弓矢の舞） 素面に冠の2人が弓と矢をもつ。楽は太鼓、竜笛
 - (9) 岩戸開きの舞 天鈿女命が岩屋の前でだんだん激しく舞うと、天手力雄命が岩戸を引開けて世の中が明るくなる。後半は4人の巫子の舞に続く。楽は太鼓、竜笛
 - (10) 直会の舞 4人の巫子による喜びの舞 持物は鈴と扇 楽は太鼓、竜笛
なお神楽に先立つ「開扉」の際には、楽人が太鼓、竜笛、ひちりきによって「越天楽」を奏する。調査時は朝6時半に神事開始、8時半にすべて終了の大太鼓が鳴った。
- (6) の吉備楽の舞は、他の曲とはまったく趣が異なり、今様歌につれて舞う。明治13年吉備楽の舞を習った動機の詳細は不明。戸隠では今様歌「四季の景色」の春の部分だけを歌っているが、中野市上今井諏訪神社では他の季節を歌った舞も演じられている。

6 指定基準及び理由

(1) 指定基準

長野県宝等の指定等に関する基準

第4長野県無形民俗文化財の指定基準

(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 指定理由

明治初期の神職による神楽禁止によって全国的に地元氏子が引継いだ例が多いなかで、短期の中断を経て再び神職が担うようになり、現在も例祭神事や講中の希望で年間70回以上の奉納をこなしている。そのため舞や楽の技術も優れ、演技の流れにも無駄がない。周辺神社への教授も確認され、県内12神楽の中でも最も重要な神楽の一つである。

- 7 調査日 平成25年10月15日 戸隠神社宝光社にて神楽見学と聞きとり
平成26年6月23日 戸隠神社中社宝物殿で文書調査と聞きとり

- 8 調査者氏名 入江宣子